

地域おこし協力隊活動日誌

渡邊 晶子

(27)

短い夏の幕開けとともに、芦別市内の体育施設は合宿シーズン本番を迎えます。スポーツを通して鍛え、学び、成長していく方たちを近くでサポートする中で、私自身もたくさん学びと感動をいただいています。

6月から7月にかけて、未就学児から小学生を対象にしたバルシューレ教室を行いました。子どもたちは休憩時間にも走り回り、いろんな道具

を手に取ってさまざまな遊びを作り出していました。子どもたちは、大人では到底思いつけない発想力を持っていきます。みんなの遊び方から、新プログラムのアイデアが浮かんできました。

今回のバルシューレ教室は9月に実施予定です。詳細は、まちかど情報掲示板をご覧ください。バルシューレは、幼児向けに発案されたものではあ



りますが、「成長・発達段階に必要な要素に基づいて作成する」という理念は、幼児向けに限定してはもったいない！という思いから、現在、高齢者や障がい者の方が楽しめるバルシューレプログラムを開発中です。

学ぶことはたくさんありますが「スポーツで笑顔を届ける」という私自身の目標達成に向け、充実した毎日を送っています。

◇◇◇ 今月から、高額介護サービス費の限度額が変わります ◇◇◇

「高額介護サービス費」は、1か月に支払った介護サービス利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額が払い戻される制度です。

これまでは、住民税課税世帯であっても、課税所得145万円以上の65歳以上の方（現役並み所得者に相当する方）がいる世帯に属する方のみ、限度額が44,400円（月額）に設定されていましたが、今月から、住民税課税世帯に属する全ての方の限度額が44,400円（月額）になります。

ただし、これにより、介護サービスを長期に利用している方が過大な負担とならないよう、同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯については、激変緩和措置として3年間（平成29年8月～平成32年7月）に限り、年間（8月1日～翌年7月31日）を通しての負担額が446,400円を超えた場合に、その超えた額が、「高額介護サービス費」として後から払い戻されるようになります。

平成29年7月までの限度額(月額)			平成29年8月からの限度額(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)	➡	据え置きとなります
住民税課税世帯の方	37,200円 (世帯)	➡	44,400円(世帯) ※ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定(3年間の時限措置)
住民税非課税世帯で下記に該当しない方	24,600円 (世帯)	➡	据え置きとなります
住民税非課税世帯で年金収入80万円以下の方等	15,000円 (個人)		
生活保護を受給されている方等	15,000円 (個人)		

●詳細 介護保険係